

農業チャレンジクラス実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、宮城県農業大学校規則（昭和59年2月14日宮城県規則第7号）第17条4項に基づき、農業チャレンジクラス（以下、「チャレンジクラス」という。）の研修内容について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 農業初心者又は、ある程度の経験を有する者を対象に、園芸（主に野菜）の知識と技能の向上を支援し、多彩な農業の担い手の育成に資する。

(研修生及び研修期間)

第3 研修生及び研修期間は次に掲げるとおりとする。

- (1) チャレンジクラスの研修生（以下、「研修生」という。）は、ニューファーマーズカレッジの受講生とする。
- (2) 研修期間は毎年4月からとし、1回の許可につき、1年以内とする。研修生の農業経験、あるいは過去に宮城県農業大学校（以下、「大学校」という。）が主催した他の研修への参加経験は問わない。
なお、農業チャレンジクラス研修の受講は3回を上限とする。

(受講者数)

第4 チャレンジクラスへの入校許可人数は設備あるいは他の研修内容を勘案し、毎年決めるものとする。

(研修時間及び休日)

第5 研修時間は、大学校開校日の午前9時30分から午後4時までとし、閉校日は研修を行わない。

なお、栽培管理又はその他特別な事由により閉校日及び規定の時間外にやむをえず研修を行う場合は、宮城県農業大学校校長（以下「校長」という。）の承諾のもと、これを実施することができる。

(研修生の心得)

第6 研修生は、大学校の研修生としての自覚と礼節を保ち、下記に留意し研修を行う。

- (1) 研修期間中は、研修に専念するものとする。
- (2) 研修期間中の病気、事故、その他の事情により研修を中止又は休止する事態が生じた場合は、校長に申し出、その指示を受ける。
- (3) ほ場を適切に管理し、特別な事由がある場合を除き、ほ場を放置してはな

らない。

- (4) その他必要なことは、校長が別に定める。

(実施手続)

第7 実施手続は次に掲げるとおりとする。

- (1) チャレンジクラスを志願する者は受講申込書(様式第A-1号)を校長が定める期日までに提出しなければならない。
- (2) 校長は研修受講希望者に対し書類審査を行う。
- (3) 校長は審査の結果を受講希望者に通知する。
- (4) 本校に受講を許可された研修生は、「誓約書」(様式第A-2号)を校長に提出し、受講料を指定の日までに納入する。
- (5) 校長は、正当な理由が無く、前項の手続きを完了しない者に対して、受講の許可を取り消すことができる。

(指導)

第8 大学校は、研修生の受講状況や研修ほ場での巡回等により研修生の状況を適切に把握し指導を行う。

(研修の中止)

第9 研修生の健康が損なわれた場合および第6で定めた事項に反する場合、あるいはその他の事由により研修の中止が妥当と認められた場合は、校長は研修を中止させることができる。

(受講料)

第10 研修生は農業大学校条例(昭和58年10月20日宮城県条例第17号(以下「条例」という。))第6条の規定により定めた金額を、第7条の規定により許可決定日から20日以内に所定の方式により納付しなければならない。

(受講料の不返還)

第11 納められた受講料は条例第9条の規定により返還しない。

(証明書等の交付)

第12 各証明書等の交付は次に掲げるとおりとする。

- (1) 研修生に対しては宮城県農業大学校細則に係る各種証明書は交付しない。
- (2) 校長は要件の60%を満たした場合はチャレンジクラス修了証書を交付することができる。なお、この場合の要件とは、別に定める研修実施日をさす。

(負傷等の責任)

第13 研修生が研修期間において不慮の事故で負傷等した場合は研修生自身にその責任が帰属し、大学校は一切その責を負わない。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、研修生に関し必要な事項は校長が別に定める。

附 則

この要綱は平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年2月1日から改正する。

附 則

この要綱は令和4年1月4日から改正する。

附 則

この要綱は令和5年1月4日から改正する。